

(別添)

令和4年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得の支援事業審査手順及び審査基準

令和4年7月19日
食品安全マネジメント協会

1. 目的

この文書は、令和4年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得の支援事業実施規程に沿って、公平な審査を実施するために、審査に係る手順を規定する。

2. 審査委員会の設置

2.1 外部審査員の選任及び審査委員会の設置

一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という)は、JFS 規格支援対象事業者(以下、支援対象事業者という。)の選考にあたり、JFSM の業務に知見を有し、支援対象事業者の視点から公平に審議できる外部有識者2名以上5名以下を選任し、審査委員会を設置する。また、審査委員会に対し、審査委員会設置の目的、拘束時間数、審査手順等を明らかにする。

2.2 審査委員会の業務

審査委員会は、JFSM から諮問される申請案件に対し、件数枠を考慮の上で採択の可否を総合的に判断してJFSM に回答する。

2.3 審査手順

(1) JFSM は、申請書等の確認を行い、当該支援対象事業への申請者(以下、申請事業者という。)が以下の対象要件に合致していることを確認する。

- ・令和4年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得の支援事業実施規程 2 1)の支援対象要件を満たしていること。

(2) JFSMは、申請事業者について、次の事項に該当する場合は、当該申請に加点を行う。複数の事項に該当する場合は、それぞれについて加点する。

- ・輸出促進法第34条の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けている者(3点)
- ・JFS-C 規格の新規取得(1点)
- ・日系企業の海外現地工場(2点)
- ・JFS 規格の取得がない、もしくは取得件数が10件未満のセクター(1点)
(JFS-C 規格:CII、K、フードサービスマルチサイト)
- ・モデル実証性のある新規性又は希少性のある製品群の登録(1点)
(代替食品、昆虫食、宇宙食、サステナブル食品、地方の伝統食品等)

(別添)

- (3) JFSM は、(1)の要件が確認された申請について、(2)の加点結果と申請事業者から提出があった書類、その他JFSMが必要と考える書類を揃えて、審査委員会に諮問する。
- (4) 審査委員会は、JFSMから諮問があった申請について、申請事業者、取得計画、加点点数について総合的に審査し、審査結果(採択順位)を取りまとめる。審査結果は速やかにJFSMへ提出する。
- (5) JFSM は、審査の結果に基づいて支援対象事業者を採択する。

3. 外部有識者が遵守すべき事項

- (1) 外部有識者が以下の申請事業者の利害関係者に該当する場合、当該事業者の審査に参加することはできない。
 - ・当該事業者又はその構成員の役員若しくは職員である場合
 - ・過去3年間において、当該事業者ら寄付金等を受け取っていた場合
 - ・以上のほか、審査の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係がある場合
- (2) 審査に参加した外部有識者は、審査において知り得た秘密情報について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩してはならない。

以上